

物価高騰
対策事業

守山市エコリフォーム等推進補助制度

補助率
補助対象工事費の

10%

(1万円未満切り捨て)



補助対象工事費
30万円以上で
(消費税抜き)

最大 20万円 補助

補助対象者

- ▶ 市内に住所を有する者
- ▶ 市税等を滞納していない者

補助対象住宅

- ▶ 市内に存する住宅
- ▶ 現に申請人が居住している住宅
- ▶ 申請者または申請者と生計を一にする者および2親等以内の親族が所有している住宅

補助対象工事

- ▶ 裏面のとおり

施工業者要件

- ▶ 「市内に本社または本店を有する法人」または「市内の個人の施工業者」を利用して工事を施工すること

対象期間

- ▶ 令和5年4月1日から令和6年2月15日までに工事請負契約を締結および引渡しを受けたもの

注意事項

- ▶ 工事改修前と改修後の比較できる写真が必要ですので工事施工前に忘れずに撮影してください。
- ▶ 令和3年度まで実施していた「住宅・店舗・施設改修助成制度」とは制度内容が大きく異なりますのでご注意ください。
- ▶ 令和元年度以降に、商工観光課が実施した、住宅・店舗・施設改修の助成を受けた場合は対象になりませんのでご注意ください。

申請受付

申請受付期間 令和5年7月18日から令和6年2月29日まで 平日8時30分～17時15分
申請書提出場所 守山市役所 2階 商工観光課 (13番窓口) ※新庁舎移転後 4階

※ 予算の範囲内での補助となりますので、受付期間中であっても、受付を終了することがあります

申請から補助金支払いの流れ

工事契約

工事完了
引渡し

交付申請

交付決定

補助金支払

※ この補助金の交付申請は、すべての工事が完了した後（事後の申請）となるため、補助を受ける上での要件など、事前にお気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市 都市経済部 商工観光課 (市役所新館2階 新庁舎移転後4階)

TEL 077-582-1131 FAX 077-582-1166 (※8/7～ FAX 077-582-6947)

E-mail:shokokanko@city.moriyama.lg.jp

補助対象工事

対象となる工事等の種類	内 容
窓の断熱	施工後の開口部の熱貫流率が 3.49W/(m²・K) 以下となる、ガラス交換、内窓設置または外窓交換
玄関ドアの断熱	施工後の開口部の熱貫流率が 4.7W/(m²・K) 以下またはフラッシュ構造等断熱効果のある玄関ドアへの交換
外壁の断熱	外壁へ断熱材の外張施工、外壁の内側から断熱材を充填施工または内張施工、断熱・遮熱塗装
天井の断熱	天井の上側または下側（室内側）から断熱材を施工
床の断熱	床の上側（室内側）または床下側から断熱材を施工
屋根の断熱	屋根の上側（外側）へ断熱材を外張施工、屋根の下側（小屋裏側）に断熱材を施工、断熱・遮熱塗装
高断熱浴槽への取替	JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」または同等の性能を有するものへの取替
高効率給湯器の設置	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）の設置
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置	ガスを使って電気とお湯を作り出す、高効率なエネルギーシステム（エネファーム）の設置
太陽熱利用システム設置	太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムであり、給湯、暖房、冷房、除湿を用途とするもの
LED照明器具への取替	蛍光灯や白熱球等の照明器具から LED照明 への取替または調光制御機能を有する LED照明 への取替
太陽光利用照明設備設置	太陽光を効率よく利用するために鏡やレンズ等光制御技術を用いた特殊な照明器具を設置するもの
IH器具への取替	ビルトインタイプ等工事が必要なもの
高機能換気設備設置	JIS B8628 に規定する「全熱交換器」または同等の性能を有すること
節水型トイレへの取替	洗浄水量 6.5L 以下の製品への取替
台所・便所・浴室等給排水設備の取替工事	節水機器の取り付けによる水量の制限や、ポンプのインバータ化による流量や圧力の制御等、節水・節電の効果が期待できるもの。
上記工事と併せて施工する高性能エアコンへの取替	トップランナー基準において省エネ基準達成率 100% を満たした製品、またはエネルギー消費効率（ APF ）が 6.6 以上のもの。
上記工事と併せて施工する付帯工事	養生、仮設、解体、廃材処分、建築確認申請にかかる費用および最低限の付帯工事

（対象外経費）

消耗品の購入に係る経費、公租公課（消費税または地方消費税相当額等）、各種保証料または保険料、既存設備等の修理または修繕に係る経費、購入の際にポイントを利用した場合の利用額および値引き費用、中古品またはリース取引に基づく設備等の取得費用、販売、貸付等による利益を目的とする設備等の取得費用、転売、返品、贈与等を目的とする設備等の取得費用、予備的取得または将来に備えるための設備等の取得費用、経常的に係る維持管理費用、新築工事、増築工事、改築工事、減築工事に伴う費用、美装工事およびハウスクリーニングに係る費用

全ての工事が完了した後の申請となるため、予定されている工事が補助対象となるか、要件、ご不明点などは事前にご相談ください。
（工事見積書等の資料をお持ちいただくとスムーズです）